

## 西宮市自殺対策推進本部設置要綱

### (目的・設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき実施する西宮市における自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、西宮市自殺対策推進本部（以下「本部」という）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するために、次の事項を処理する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策計画の施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (4) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること
- (5) その他、目的達成のための必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する

- 2 本部長は、健康福祉局を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、健康福祉局長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 本部長が不在のとき、又は本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定する部員がその職務を代理する。

### (庶務)

第5条 推進本部の庶務は、保健所において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(付則) この要綱は、令和4年8月1日から実施する。

(付則) この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

本部員	副市長 教育長 上下水道事業管理者 病院事業管理者 政策局長 政策局担当理事 総務局長 危機管理監 財務局長 市民局長 産業文化局長 健康福祉局長 こども支援局長 環境局長 都市局長 土木局長 中央病院事務局長 消防局長 上下水道局次長 教育委員会教育次長 議会事務局長
-----	---